

広報 つるぎ 4

2023
No.217



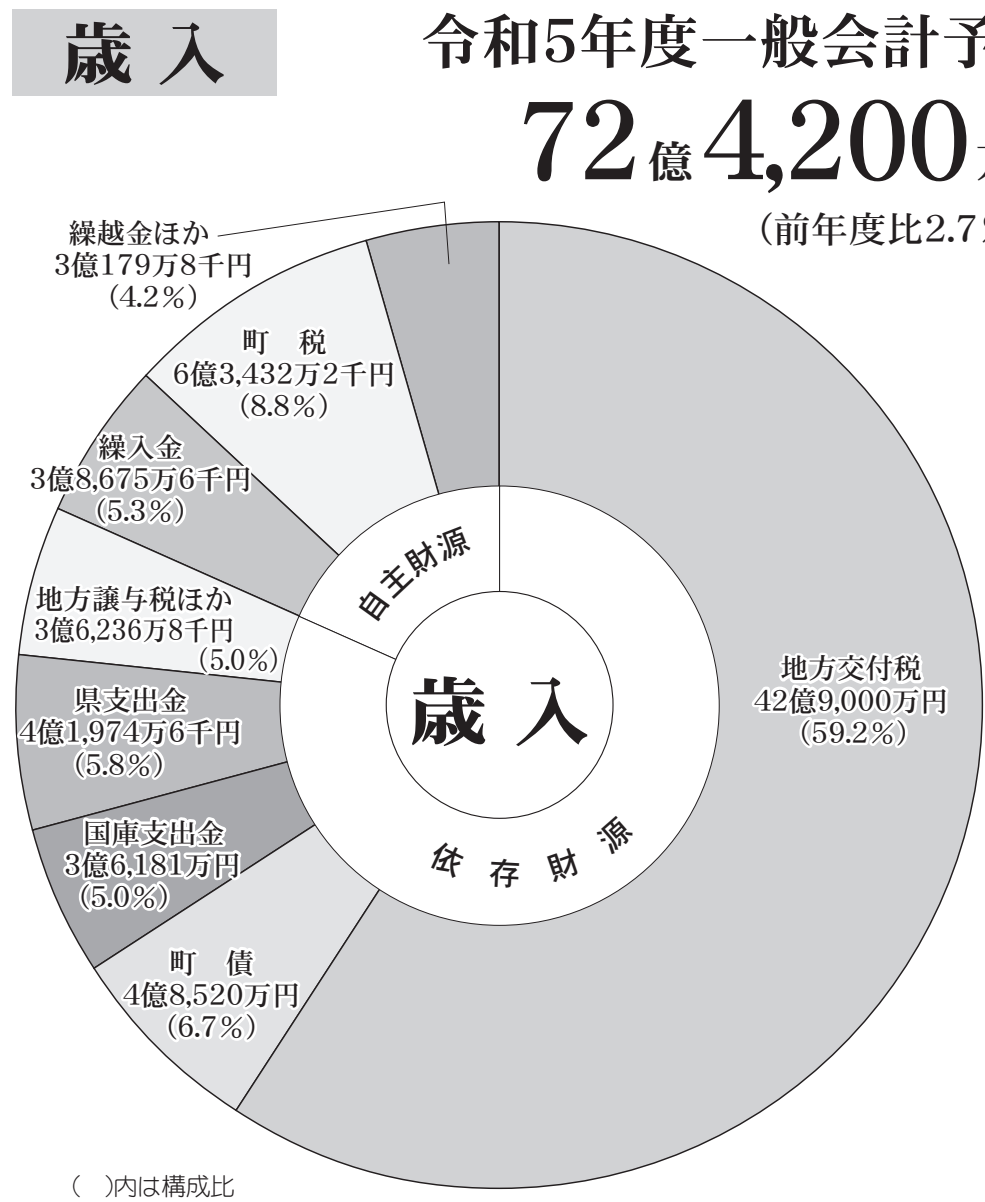
今月の表紙

3月10日、貞光中学校の卒業式が行われ、保護者や在校生が見守る中、31名の卒業生が学校長から卒業証書を受け取りました。在校生からの送辞の言葉を受け取った卒業生は、コロナ禍でも一生懸命に取り組んだ3年間の思い出とともに、在校生・教職員・保護者やお世話になった地域の方々へのお礼の言葉を述べ、それぞれの新たな舞台へと飛び立ちました。

まちの予算決まる!!

令和5年度一般会計予算は 72億4,200万円 (前年度比2.7%減)

令和5年度予算が第1回町議会定例会で可決されました。将来を見据えた効率的な財政運営を図り、最小の予算で最大の効果が得られるよう住民サービスの向上に取り組みまいります。また、総合振興計画をもとに「終の棲家を実現できるまち」を目指してまいります。



歳入
町税は、固定資産税や軽自動車税の減収を見込み692万7千円減の6億343万2千円、町の歳入の約半分を占める。地方交付税については、前年度と同額の42億9000万円となりました。臨時財政対策債については、国の地方財政計画において、大きな発行抑制が示されたため、1億3000万円減の2000万円となり、地方一般財源の不足を補うための全体予算は、前年度から大きく減額となっています。

国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減により、1億692万1千3百円減の3億6181万円となっています。

町が事業を実施するために国や金融機関などから借入れをすることができている町債については、臨時財政対策債の減により、5950万円減の4億8520万円となっています。

また、繰入金として、財政調整基金を前年度と同額の1億円、減債基金を2637万9千円増の2億5020万5千円取り崩し財源不足を補ったため、取り

崩し額全体で、2318万1千円増となっています。

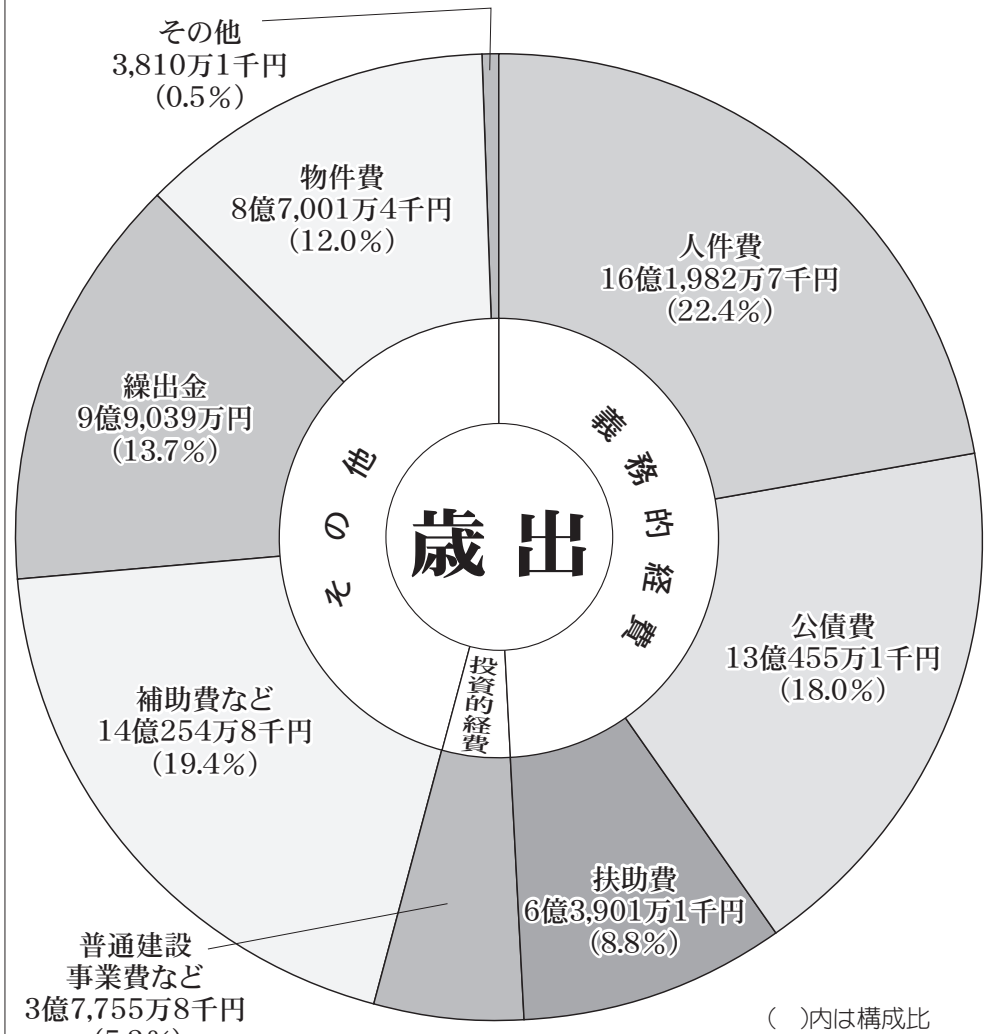
歳入全体では、自主財源の割合が低く、国や県等に大きく依存した財政状況であり、国や県の動向により大きく左右されます。

歳出
義務的経費のうち人件費については、職員数の減により、7032万5千円減の16億1982万7千円、公債費については、令和元年度から合併特例債の元金償還が本格化しておりましたが、償還が大きく進んだため、9617万3千円減の13億455万1千円となり、歳出の抑制を図っています。なお、公債費については、次年度以降も、年々減少していく見込みとなっています。

投資的経費は、河川整備事業の用地購入費などの減少や、貞光小学校屋上防水改修事業の完了により、2737万6千円減の3億775万8千円となっています。

補助費などは、高規格救急自動車整備事業による美馬西部消防組合常備負担金の増などにより、2730万4千円増の14億254万8千円となっています。

歳出



- ### 主要事業
- コミュニティバス運行事業
3,439万8千円
町民のニーズに応え続ける地域公共交通の確保・維持
 - 子どもはぐくみ医療助成事業
2,749万1千円
子どもが医療を受けた場合の自己負担の助成(対象:出生から18歳未満)
 - 河川整備事業
2,250万8千円
国の国土強靱化事業として実施する、半田地区の堤防事業
 - 農業構造改善センターエレベーター設置事業
5,223万6千円
指定避難所機能の更なる強化
 - 美馬西部消防組合高規格救急自動車配備事業
2,060万3千円
住民の安全・安心を第一に、美馬西部消防組合へ配備する高規格救急自動車に対する負担金
 - つるぎ町定住促進事業
生産年齢(15~64歳)人口割合増加
●地域コミュニティの確保維持
●地域経済活性化
 - つるぎ町まちづくり事業「佐渡ヶ嶽部屋合宿」
1,300万円

町民1人当たり
一般会計を換算すると
約**92万4,786円**
令和5年3月1日の人口
7,831人で算出

特別会計

()内は前年度比

会計名	予算額
国民健康保険(事業勘定)	11億4,331万9千円 (0.8)
介護保険(事業勘定)	17億7,452万8千円 (1.5)
介護サービス	1億2,990万5千円 (15.8)
剣山木綿麻温泉	2,126万8千円 (△6.2)
農業集落排水	2,849万1千円 (9.1)
特定環境保全公共下水道	1億9,417万5千円 (22.6)
後期高齢者医療	1億7,319万7千円 (△0.9)
合計	34億6,488万3千円 (2.6)

事業会計

()内は前年度比

会計名	予算額(収益的収入)
病院事業	26億3,714万2千円 (3.6)
水道事業	2億1,295万円 (8.4)
合計	28億5,009万2千円 (3.9)

徳島県版プレミアムポイント事業第2弾(実施期間延長)

☎ 徳島県版プレミアムポイント事業コールセンター ☎ 088・602・1265

徳島県版プレミアムポイント第2弾の実施期間が、5月31日まで延長されました。

対象者

マイナンバーカードをお持ちの方で、「徳島県版プレミアムポイント事業第1弾」の未取得者(ご利用額の30%分のポイント最大3,000円相当に達していない場合を含みます)

要件

対象となるキャッシュレス決済サービスでマイナポイントを申込み後、徳島県内のお店でチャージやお買い物をする

対象となるキャッシュレス決済サービス

エフカマネー・ゆめか・楽天ペイアプリ

詳しくは、徳島県公式ウェブサイト(徳島県プレミアムポイント)で検索をご覧ください。

※予算上限に達した場合は終了となりますので、お早めにお申込みください。



「マイナポイント 第2弾」(実施期間延長)

☎ マイナポイントに関すること 町役場住民課 ☎ 62・3116
マイナンバー全般については、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120・95・0178

3月1日時点において、国のマイナポイント第2弾の実施期間が、5月31日まで延長されています。

対象者 マイナンバーカードを2月末までに申請された方で、対象のマイナポイント未取得の方

要件 対象となるキャッシュレス決済サービスで次のマイナポイントの申込みを行う。

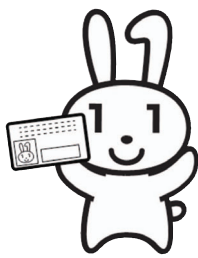
マイナポイント

- ①健康保険証としての利用登録を行った方に7,500円相当のポイント
- ②公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイント
- ③キャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするとそのご利用金額の25%分のポイント(最大5,000円相当)

※対応スマホやパソコン、町役場住民課などで申込みを行うことができます。

対象となるキャッシュレスなど詳しくは、総務省ウェブサイト(マイナポイント事業)で検索をご覧ください。

利用者証明用電子証明の有効期限が切れている場合や、暗証番号が不明な場合は手続方法を町役場住民課までお問合せください。



インボイス制度に関する説明会の開催日程について

☎☎ 脇町税務署 調査部門 ☎ 0883・52・1208

令和5年10月に導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、適格請求書発行事業者の登録申請の受付を行っております。税務署では、インボイス制度の概要や登録申請の手続きについて次の日程で説明会を実施しますので、ご参加ください。

なお、説明会の参加人数に限りがありますので、申込締切日までに担当課まで事前にご連絡をお願いします。(※の各説明会は「消費税の仕組みから知りたい方向け」の内容となっております)

開催日時		開催場所	申込締切日
月日	時間		
5月11日(木)	10:00～11:30※	脇町税務署 1階会議室 (美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保36番地)	5月9日(火)
	14:00～15:30		
6月7日(水)	10:00～11:30※		6月5日(月)
	14:00～15:30		

徳島県知事・徳島県議会議員一般選挙は

4月9日(日)投・開票です

☎ 町選挙管理委員会 ☎ 62・3111

告示日は知事選挙が3月23日(木)、県議会議員一般選挙が3月31日(金)です。

任期満了に伴い、徳島県知事と徳島県議会議員の選挙が同時に行われます。

私たちの代表を決める大切な選挙です。一人一人が明るく正しい選挙を心がけましょう。

選挙権のある方

知事選挙は、平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月22日以前に本町の住民基本台帳に登録され、引き続き町内に住所を有する方です。

県議選挙は、平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日以前に本町の住民基本台帳に登録され、引き続き町内に住所を有する方です。

投票所の入場券

有権者の方々には、事前に投票所入場券(はがき)を送付しています。投票を行うまで大切に保管し、忘れずに投票所へお持ちください。

「入場券が届かない」「紛失した」というときでも、選挙権のある方は投票できますので、当日投票所または期日前投票所にてお申出ください。

期日前投票

投票日当日、仕事やその他私用で投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます。期日前投票のできる場所は次の3カ所です。居住する地域以外の期日前投票所でも投票できます。

知事選挙は3月24日(金)から、県議選挙は4月1日(土)から期日前投票ができます。期日前投票の開始日が異なりますのでご注意ください。

場 所	時 間	期 間
○町役場 本庁 選挙管理委員会室 ○町役場 半田支所	8:30～20:00	知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土) 県議選挙 4月1日(土)～4月8日(土)
○町役場 一字支所	8:30～18:00	

つるぎ町では主に次のような不在者投票が行えます

- 病院などにおける不在者投票
- 他市町村における不在者投票
- 郵便による不在者投票

新型コロナウイルス感染症対策について

投票所内は感染症対策を行っていますが、投票所にお越しの際は、皆様自身においても感染症対策にご協力ください。

その他 詳しいことは、町選挙管理委員会にお問合わせください。

国民健康保険被保険者証届いていますか？

☎ 町役場税務国保課 ☎ 62・3111

3月下旬に、加入者全員分の「国民健康保険被保険者証(カード型個人証)」を世帯主宛にお送りしました。届きましたら、住所・氏名・生年月日などのご確認をお願いします。また、下記に該当する方は届出などが必要です。

○令和4年中所得の申告が必要な方で、未申告の方は、国民健康保険税の軽減判定ができませんので、必ず申告を行ってください。

○他の健康保険に加入された方、その他変更のある方は自動では切り替わりませんので、必ず届け出てください。

○被保険者証が届いていない、その他ご不明な点などございましたらお問合わせください。

※有効期限が切れた被保険者証は4月1日以降、適切に処分してください。

合併浄化槽の設置に補助金を活用ください

問・申 町役場上下水道課 ☎ 62・3112

つるぎ町では、下水道が整備されていない地域の合併処理浄化槽普及に努めており、一定の条件の下、合併浄化槽設置費用の一部を補助しています。

補助金額	人槽区分	転換設置 補助金額	新設設置 補助金額
	5人槽	332,000円	166,000円
	6～7人槽	414,000円	207,000円
	8～10人槽	548,000円	274,000円

※転換設置とは、既存単独浄化槽または既存汲み取り槽の撤去を伴う設置を言います。

※新設設置とは、転換設置以外の設置を言います。

申込みや詳しい交付要件については町役場上下水道課までご相談ください。

水道料金減額のご案内 高齢世帯の方へ

問・申 町役場上下水道課 ☎ 62・3112 / 町役場一宇支所総合窓口課 ☎ 67・2111

次の要件に当てはまるご家庭は、申請いただくと水道料金を減額できます。

要件 つるぎ町に水道使用者の住民票があり、世帯全員の年齢が70歳以上であること。

世帯区分	基本料金	水道料金について
高齢世帯	1,050円	水道料金は、左記の基本料金(使用量10m ³ まで)にメーター料・消費税を加算します。 11m ³ 以上使用した場合は、1m ³ 増すごとに180円(税抜き)が加算されます。
一般世帯	1,550円	

※すでに高齢世帯料金となっている方は、再申請の必要はありません。

※水栓を複数所有している場合、減額できるのは1つの水栓のみです。

※水道使用者の世帯変更(70歳未満の世帯員同居)した場合は、対象外となりますのでご連絡ください。

軽自動車税(種別割)減免のご案内

問・申 町役場税務国保課 ☎ 62・3113

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、一定の要件を満たす場合に、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。(申請は普通自動車・軽自動車などを含めて1人1台に限ります)なお、障がいの等級などにより適用されない場合もありますので、お問合せください。

申請期間 ○納税通知書を受領した日(5月上旬)～納期限5月31日(水)

○前年度減免を受けている方も、毎年申請が必要です。

対象者	手帳の種類	車両の所有者	運転者
	身体障害者手帳の交付を受けている方	本人	本人
	戦傷病者手帳の交付を受けている方		生計を一にする方 常時介護する方
	療育手帳の交付を受けている方	本人 生計を一にする方	生計を一にする方
	精神障害者保健福祉手帳および 自立支援医療受給者証の交付を受けている方		常時介護する方

手続きに必要なもの

- 軽自動車税(種別割)減免申請書(窓口で配付) □自動車検査証
- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
- 納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード
- 運転者の運転免許証 □納税通知書(納めずご持参ください)
- 納税義務者本人が申請する場合は、納税義務者の本人確認書類(運転免許証など)
- 代理人が申請する場合は、代理人(窓口に来る方)の本人確認書類と委任状

障害者手帳

つるぎ町定住促進住宅用地 分譲のお知らせ

問・申 町役場まちづくり戦略課 ☎ 62・3111

貞光地区の1区画を定住促進住宅用地として分譲しています。

申込み条件 (次の要件をすべて満たすこと)

- ① 当該年度の4月1日現在、年齢が満65歳未満の方
- ② 住宅用地売買契約締結後3年以内に本人名義の住宅建築に着手し、5年以内に竣工すること
- ③ 住宅完成後、つるぎ町の住民票に記載されること

物件など

区画番号	土地の所在	地目	地積		単価		分譲価格(円)
			m ²	坪	円/m ²	円/坪	
1	貞光字馬出85-6	宅地	255.61	約 77	21,200	約 70,000	5,418,000



- 都市計画区域(白地地域)
- 建ぺい率 70%
- 容積率 200%
- 上水道加入金(60,400円・13口径)
- 公共下水道受益者負担金(150,000円)
- 各種登記手数料が別途必要

各施設までの距離

- 貞光小学校まで 0.7 km
- 貞光中学校まで 0.8 km
- つるぎ町役場まで 0.8 km
- 病院まで 0.6 km
- J R 貞光駅まで 0.5 km
- コンビニまで 0.8 km

定住支援補助金のご案内

問・申 町役場まちづくり戦略課 ☎ 62・3111

つるぎ町での定住を促進し、人口流出に歯止めをかけ、また移住者の増加や地域活性化を目的とした3つの「定住支援補助金」制度があります。詳しい条件や申請方法などは、事前に町役場まちづくり戦略課へお問合せください。

新築補助金

対象者 令和4年10月1日以降に工事請負契約などを結ぶ新築住宅の契約者で、申請時に満65歳未満の方(増・改築は対象外)

対象費用 建築費用の5%(設計費・他の補助金対象工事分・消費税を除く)

上限額 施工業者が町内業者の場合100万円、町外業者の場合は上限50万円

空き家バンク活用補助金

対象者 令和4年4月1日以降に空き家バンク登録物件を購入または賃借した方で、申請時に満65歳未満の方

対象費用 指定宅建業者への仲介手数料(消費税を除く)

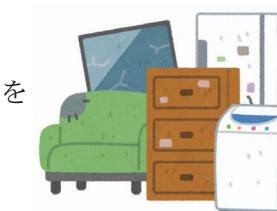
上限額 20万円

空き家バンク家財道具処分運搬補助金

対象者 令和4年4月1日以降に空き家バンク登録物件内の家財道具の処分・運搬を行った売主・貸主の方

対象費用 家財道具処分運搬費用の1/2(消費税を除く)

上限額 2万円



ワイヤーメッシュ・電気柵など共同購入要望調査

町役場産業経済課 ☎ 62・3114

猪・鹿・猿などの有害鳥獣から農作物を守る鳥獣被害防止柵資材の令和5年度分の要望調査を行います。協議会が予算の範囲内で資材費の約5割を補助する予定です。なお、購入を希望される方は必要な柵の長さや設置箇所、希望する資材などを決めた上で、下記の手順で町役場産業経済課へお申出ください。

申込手順

1. 設置する農地を決めて、柵の延長や希望資材などを決定します。
2. 町役場産業経済課へお越しいただき、申込用紙に必要事項を記入し、柵の延長や電気柵などの仕様を決定します。
3. 申込時に個人負担金の支払いをします。

申込期限 4月3日(月)～4月28日(金)

申込時に持参するもの 印鑑・個人負担金

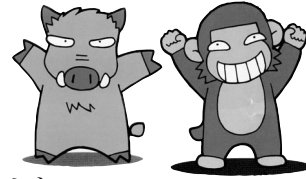
被害防止柵の特徴

○ワイヤーメッシュ柵は高さ1.2m、幅2mで下部の網目が通常より細かいものを想定しております。

○電気柵は専用の電源装置から人体に危険の無い電気を発生させ、導線に触れた鳥獣を感電させます。漏電を防ぐため、草刈りなどの管理が必要です。

○ワイヤーメッシュ柵の上部に電気柵を設置すると、猿の侵入対策として有効です。

※重大事故の防止のためにも、違法改造などは絶対にやめてください。



参考価格表 ※仕様・施工延長・部材などの変更により、価格が変わる可能性があります。

資材名・品目	規格など	価格(円)	個人負担金(円)
ワイヤーメッシュ柵	高さ1.2m×長さ2.00m	1,300	650
鉄筋13mm	長さ1.5m	400	200
	長さ2.0m	500	250
亀甲金網 線径#18×網目40mm	高さ91cm×30m	8,000	4,000
	高さ182cm×30m	22,000	11,000
電気柵(本体)	家庭用電源100V仕様	40,000	20,000
	12Vバッテリー仕様	45,000	22,500
	10Wソーラーパネル	74,000	37,000
アルミ線	1.8φ×200m	3,500	1,750
	1.8φ×400m	6,500	3,250
マルチアングル	電気柵延長約3m当たり1本	300	150
テスター		2,000	1,000
巻取り器		3,000	1,500
防御網スカイラッセル	網目12mm 幅1m×50m	6,000	3,000
	網目12mm 幅2m×50m	12,000	6,000
猪・鹿ネット	網目100mm 幅2m×50m	10,000	5,000

固定資産税の縦覧帳簿の閲覧

町役場税務国保課 ☎ 62・3113

令和5年度固定資産税の基礎となる評価額などが記載されている土地・家屋の帳簿の縦覧を行います。

納税者の土地・家屋と他の土地・家屋の評価額を比較し、価格が公平・適正であるかを確認できます。

期間 4月3日～6月30日(土日祝日を除く)

9:00～16:00

場所 町役場税務国保課

※なお、縦覧にお越しの際は、ご本人の確認ができるよう、納税通知書や顔写真付の身分証明書などをお持ちください。

つるぎ町民文芸第18号 発刊

町文化協会事務局(町教育委員会内) ☎ 62・2331

つるぎ町民文芸第18号が発刊されました。

文芸愛好家による日常を表した随筆・俳句・短歌・川柳・現代詩や、町内の小・中学生による元気あふれる感性豊かな俳句・短歌などの作品が多数掲載されています。

購入をご希望の方は、町教育委員会・貞光中央公民館・半田公民館・一字公民館にてご購入をお願いします。金額は1冊500円です。



犬の登録・狂犬病予防注射について

町役場住宅環境課 ☎ 62・3112



飼い主の方は最寄りの実施場所(表参照)に犬を連れてきてください。料金は、登録3,000円、**注射3,300円**です。できる限り、お釣りが要らないようご協力ください。

犬が離れると大変危険です。首輪はきつめに締め、絶対にリードを離さないようご注意ください。

また、事故防止のため、必ず口輪を着けてください。

※今回注射を受けられない場合は、5月(本年最終回)に受けてください。※登録済みの犬の飼い主には、ハガキをお送りしますので、当日必ずご持参ください。

※動物病院でも注射を受けることができます。

※注射事故防止のため、犬の体調が悪い・妊娠中などの場合は申出てください。

※犬が死亡・転出した際は、必ず町役場に届出てください。届出がないと、毎年案内ハガキを送ることになりますのでご協力ください。

※来場時はマスクの着用・距離の確保・咳エチケットのご協力をお願いします。

一字地区 4月21日(金) ※5月の注射は行いません

岩戸橋	9:00～ 9:10
町役場一字支所	9:25～ 9:35
赤松薬師堂前	9:50～10:00
伊良原集会所	10:20～10:30
西分昇様宅横(久日)	10:45～10:55
須貝瀬一字橋	11:10～11:20
明谷太田瀬	13:20～13:30
川又コインランドリー	14:10～14:20
つづろお堂(桑平)	14:35～14:45

貞光地区 4月17日(月)

実施場所	時間	実施場所	時間
薬師堂下(江の脇)	9:10～ 9:20	大坊公民館	9:00～ 9:10
高架橋登り口(道満)	9:25～ 9:35	浦山堂	9:15～ 9:25
熊野神社(太田2)	9:40～ 9:55	流谷様宅前(竹屋敷)	9:35～ 9:40
僧地会館	10:05～10:15	宅熊橋(井折)	9:45～ 9:50
柴内小学校	10:30～10:35	捨子堂	10:05～10:10
白村堂入り口	10:50～11:00	広谷集会所	10:30～10:35
西岡様宅下三叉路(大泉)	11:05～11:10	胡麻平集会所	10:45～10:50
長橋東詰(宮内)	11:15～11:25	端山公民館(丸井)	11:00～11:05
つるぎ高校前(西新町)	11:30～11:45	吉良発電所(広瀬)	11:15～11:20
ゆうゆう館テニスコート横(北新町)	11:50～12:05	吉良集会所	11:40～11:50
町役場本庁	12:10～12:15	家賀道下集会所	13:30～13:35
松尾神社下駐車場(大北町)	13:20～13:25	家賀道上集会所	13:45～13:55
貞光小学校北側駐車場(駅栄)	13:30～13:35	三木様宅横三叉路(三木枋)	14:10～14:20
貞光幼稚園横(野口)	13:40～13:50	五社神社(長瀬)	14:35～14:45
八坂神社(祇園2)	13:55～14:00	宮平橋渡詰	14:50～14:55
テクノスクール前(大南町)	14:05～14:15		
岡モータース前(大南町)	14:20～14:30		
木綿麻橋(別所)	14:35～14:40		
町役場本庁	14:45～14:50		

半田地区 4月19日(水)

内藤愛子様宅横(逢坂南)	9:00～ 9:15	黒石橋付近(黒石)	9:05～ 9:10
井上生コン入り口(田井西)	9:20～ 9:35	高岩橋付近(白石)	9:20～ 9:25
村松靖之様宅前(松生)	9:40～ 9:45	下竹橋付近(下竹)	9:30～ 9:35
倭麵工房前(松生)	9:50～10:00	大山初枝様宅前(川又)	9:40～ 9:50
高橋博文様宅横(小野西)	10:05～10:10	第4谷地橋周辺(高清)	9:55～10:00
第7分団格納庫前(敷地)	10:15～10:20	岡本正義様宅付近(下尾尻)	10:10～10:15
中藪老人憩の家(中藪)	10:25～10:35	大惣老人憩の家(小谷)	10:40～10:45
竹田製麺前(小野上)	10:40～10:45	紙屋バス停付近(紙屋)	10:55～11:05
上の原老人憩の家(上の原)	10:50～11:00	浜口省一様宅前(万才)	11:10～11:15
北島商店前(田井)	11:05～11:10	中村徳年様宅上(中熊)	11:30～11:35
長谷保農村公園(長谷保)	11:15～11:25	中熊組前(中熊)	11:40～11:45
日浦小学校(日浦)	11:30～11:35	佐古戸バス停付近(佐古戸)	11:55～12:05
中尾誠二様宅前(西地)	11:45～11:50	下喜来バス停付近(下喜来)	12:10～12:15
町役場半田支所前(木ノ内)	11:55～12:05	共進橋付近(下喜来)	13:10～13:15
大師堂(西山)	13:05～13:10	八千代郵便局前(日開野)	13:20～13:25
東久保老人憩の家(東中)	13:15～13:25		

徳島県後期高齢者医療制度の保険料決まる

☎ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎ 088・677・3666 / 町役場長寿介護課 ☎ 62・3113

令和5年度から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、均等割額軽減世帯の所得判定基準の見直しが行われます。被保険者の皆様に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

保険料の計算方法(令和5年度) 保険料=均等割額+所得割額 ※100円未満切捨て、上限額66万円

■ **均等割額**(被保険者が等しく負担) 56,044円

■ **所得割額(被保険者の所得に応じて負担)** 基礎控除(43万円)後の総所得金額など×所得割率10.47%

保険料の軽減(令和5年度)

■ **均等割額の軽減**

世帯主と世帯の被保険者全員の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	7割
43万円+「29万円×世帯の被保険者数」 +「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	5割
43万円+「53万5,000円×世帯の被保険者数」 +「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	2割

■ **被用者保険の被扶養者であった場合の軽減**

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上図の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

■ **保険料のお支払い**

令和5年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4～8月分の年金については、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。

前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。

また、4月分の年金から差引かれていない方は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、町役場長寿介護課にお問合せください。

つるぎ町人権・行政相談 ～相談から解消へ～

☎ 町役場総務課 ☎ 62・3111

令和5年度つるぎ町人権・行政相談は、毎月第1・3水曜日・第4木曜日の13:00～15:00に、町就業改善センター、町役場半田支所・町役場一字支所のいずれかで実施します。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。毎月の相談日などは、暮らしのカレンダーでお知らせします。

人権相談とは

毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうか?法律上どのようになるだろうか?と思悩むことがあると思いますが、そのような場合に気軽に相談できる場所です。ひとりで悩まず、ご相談ください。

人権擁護委員(敬称略)

- 半田地区 西岡 健 山本 郁代
- 貞光地区 上浦 勝則 武田美智子
- 一字地区 葛籠 優嗣 大森 長光

行政相談とは

公正・中立の立場から、役所への意見、問合せや要望を受け付け、行政の制度や運営に生かす制度です。医療保険・年金・雇用・道路・社会福祉・交通機関など様々な行政分野の幅広い相談に対応し、迅速な解決を促進します。

行政相談委員(敬称略)

- 半田地区 山本 健司
- 貞光地区 村上 英男
- 一字地区 上野 國男

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

☎ 町農業委員会事務局(産業経済課内) ☎ 62・3114

令和5年7月19日をもって任期満了となる農業委員および農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員																		
資格	○つるぎ町に住所を有する方 ○つるぎ町が設置する付属機関などの委員のうち教育委員、固定資産評価審査委員会委員でない方																			
募集人数	14名 ○過半数が認定農業者などであること。 ○農業者以外で農業委員会の所掌に属する事項に関して、利害関係を有しない方(中立委員)を1名以上含めること。 ○委員の年齢・性別に著しい偏りが生じないよう配慮し、女性・青年の積極的な登用を求める。	7名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>区域の詳細</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>半田第1地区</td> <td>旧半田町半田分</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>半田第2地区</td> <td>旧半田町八千代分</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>貞光第1地区</td> <td>旧貞光町貞光分</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>貞光第2地区</td> <td>旧貞光町端山分</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>一字地区</td> <td>旧一字村全域</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	区域の詳細	定員	半田第1地区	旧半田町半田分	2人	半田第2地区	旧半田町八千代分	1人	貞光第1地区	旧貞光町貞光分	2人	貞光第2地区	旧貞光町端山分	1人	一字地区	旧一字村全域	1人
区域名	区域の詳細	定員																		
半田第1地区	旧半田町半田分	2人																		
半田第2地区	旧半田町八千代分	1人																		
貞光第1地区	旧貞光町貞光分	2人																		
貞光第2地区	旧貞光町端山分	1人																		
一字地区	旧一字村全域	1人																		
業務内容	○農地の権利移動や転用に係る許可などの審査のための会議(総会など)への出席(年6回・奇数月での開催) ○農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消、農地などの利用の拡大、集団化、農業経営規模の拡大に関する活動 ○農業一般に関する調査および農業者に向けての助言、情報提供	○農業委員と連携して担当区域の農地パトロール、遊休農地の発生防止・解消、農地などの利用の拡大、集団化、農業経営規模の拡大に関する活動 ○担当区域内での農地などの利用の最適化の推進																		
任期	令和5年7月20日～令和8年7月19日まで(3年間)																			
募集期間	4月10日(月)～5月11日(木) <必着>																			
募集方法	○推薦申込書または応募申込書に必要事項をご記入のうえ、上記期間内に町農業委員会事務局窓口へ持参または郵送により提出してください。 1. 持参の場合：募集期間(土・日・祝日を除く)の8:30～17:15まで 2. 郵送の場合：5月11日までの消印を有効とします。																			
提出様式	○個人による推薦の場合 「農業委員候補者推薦申込書」(様式第1号) ○法人または団体が推薦する場合 「農業委員候補者推薦申込書」(様式第2号) ○自ら応募する場合 「農業委員候補者応募申込書」(様式第3号)	○個人による推薦の場合 「農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書」(様式第1号) ○法人または団体が推薦する場合 「農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書」(様式第2号) ○自ら応募する場合 「農地利用最適化推進委員候補者応募申込書」(様式第3号)																		
公表	○推薦を受けた方および応募者については、法令に基づき、募集期間の中間状況と受付終了後に氏名・年齢・職業などを町ウェブサイトで公表します。																			
その他	○同じ方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること、または応募をすることはできません。																			

提出様式については、町農業委員会事務局で備えております。また、町ウェブサイト(<https://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/docs/3073570.html>)からもダウンロードできます。

